



料金算定にかかる特例のあり方

—水道料金体系・制度に関する会議—



堺市上下水道局
マスコットキャラクター
『すいちゃん』

平成30年6月27日
堺市上下水道局



I 総論



公営企業の経営原則

- ◆ 原則：独立採算制
 - 事業運営に必要な経費は、一般会計又は特別会計において負担するものを除き、「経営に伴う収入」をもって充てなければならない
 - 「経営に伴う収入」は、公営企業が供給するサービスの受給者が支払う対価により賄われるべきものである

【地方公営企業法第17条の2】



公営企業運営の特殊性

- ◆ 特殊性：経済性の発揮と公共の福祉の増進
能率的な事業運営により得られた利益を、料金引き下げや水道施設の増強などによるサービス改善を通じて、利用者全体に還元

【地方公営企業法第3条】

経済性のある程度犠牲にして、住民の福祉を優先させるような事業を行う場合においては、※一般会計等が責任を持って経済性の低下によって生ずる企業経営にとってのマイナス部分を補填することが義務付けられている

出所：細谷芳郎 著 / 『図解 地方公営企業法』 / 第一法規

※一般会計繰入金等による補填

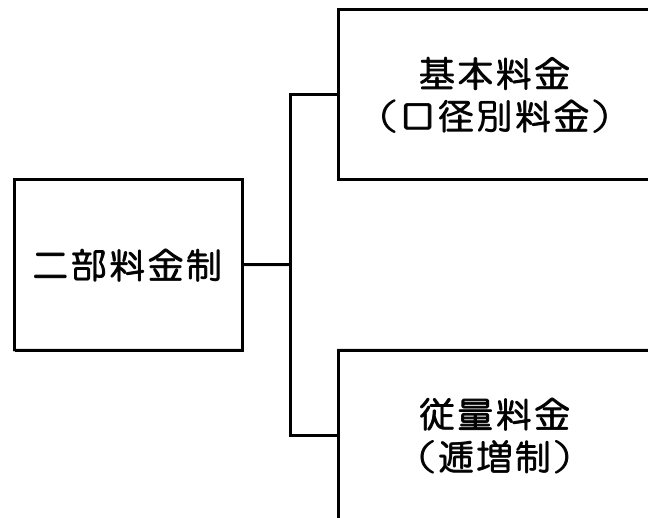


水道料金算定の考え方① 【再掲】

・ 堺市の水道料金単価表（1か月）

基本料金		従量料金		
口径	単価	使用区分	単価	
20mm以下	650円	1~10m ³	口径20mm以下	40円
25mm	1,000円		口径25mm以上	125円
30mm	3,100円	11~20m ³		125円
40mm	5,000円	21~30m ³		185円
50mm	10,000円	31~50m ³		230円
75mm	20,000円	51~100m ³		275円
100mm	31,000円	101~500m ³		310円
150mm	50,000円	501~1,000m ³		325円
200mm	110,000円	1,001m ³ ~		335円

※受水費72円



【基本料金】 ⇒ (口径別料金は次頁説明)

- ・ 使用水量とは関係なく、メーター口径に応じて負担してもらう料金（検針徴収費、量水器関係費等に使われます）

【従量料金】 ⇒ (逓増制は次頁説明)

- ・ 使用水量に応じて負担してもらう料金（原水費、動力費等に使われます）



水道料金算定の考え方②【再掲】

口径別料金（←基本料金）と逓増制（←従量料金）

【口径別料金】

- 量水器口径が大きいほど段階的に高く設定される

【逓増制】

- 使用水量が多くなるほど料金単価が高く設定される
⇒逓増制が採用されてきた理由

①大口需要者への水道濫用抑止

人口増加期である高度経済成長期に、渇水リスクへの負担を
求めるため大口需要者へ合理的な水道使用を促す。

②公衆衛生の向上と生活環境の改善

小口径料金を生活用水として給水原価以下へ引下げ、一般家庭の
負担を軽減する

⇒従量料金は、均一制を理想としつつ、当面の策として
逓増度の緩和を行うことが推奨されている

従量料金		単価
使用区分		
1~10m ³	口径20mm以下	40円
	口径25mm以上	125円
11~20m ³		125円
21~30m ³		185円
31~50m ³		230円
51~100m ³		275円
101~500m ³		310円
501~1,000m ³		325円
1,001m ³ ~		335円



水道料金の設定①

◆ 総括原価方式

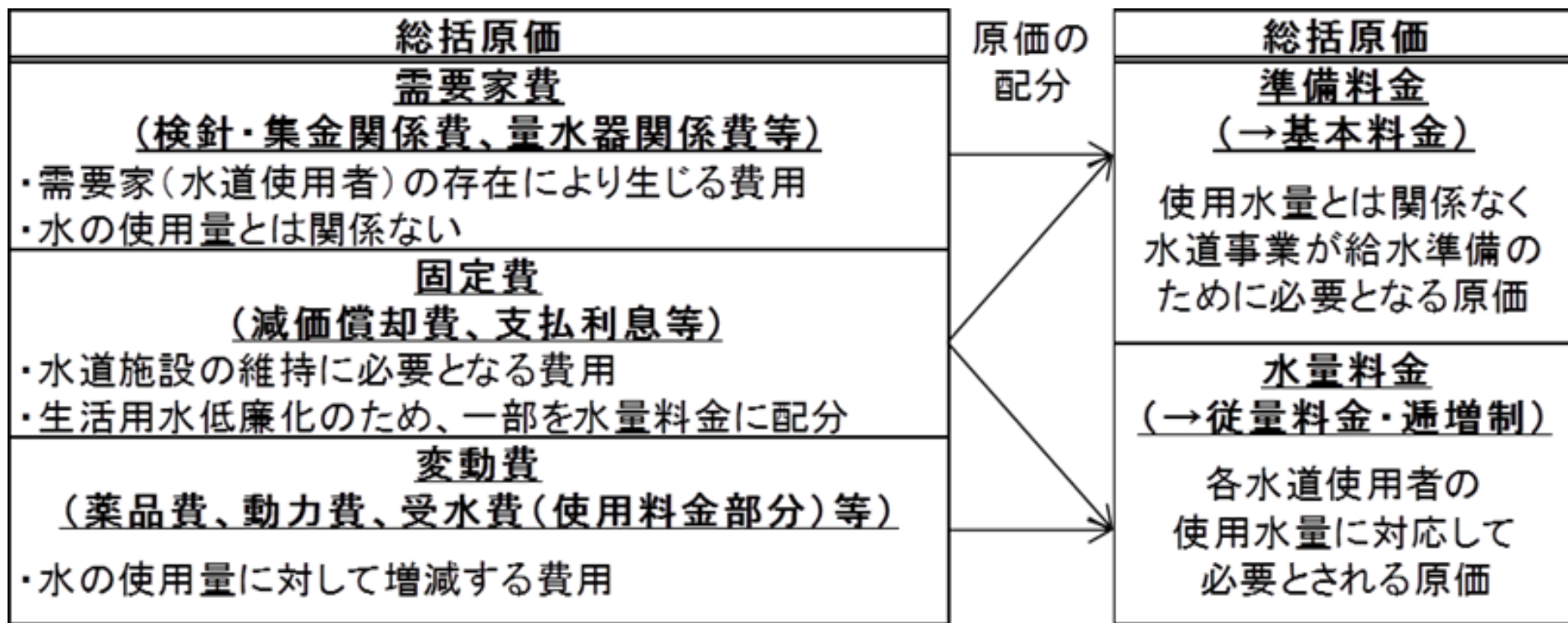
水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、その原価を賄うに足りる料金を設定する「総括原価方式」を原則としている



水道料金の設定②

◆ 原価の配賦

個別原価を基本料金と従量料金に配賦し料金を設定する





料金算定の例外と特例制度の課題①

◆ 料金算定の例外

- 昭和52年10月の料金改定において、**用途を廃止**
- しかし、**特例制度の中には用途別料金の考え方が残っている**（一部の用途に対して、料金算定の特例（負担軽減制度）が存在）

※「用途別料金」は、使用用途により料金を設定するもの（一般的な用途の例：家事用・業務用・浴場用など）用途別料金は、徐々に解消すべきとされている
【水道料金算定要領】



料金算定の例外と特例制度の課題②

◆特例制度の課題

- ① 経済性の観点から見れば必ずしも合理的ではなく、本来は一般行政で対応することが望ましいと考えられる制度が存在

⇒公営企業の経営原則の観点で課題



料金算定の例外と特例制度の課題②

◆特例制度の課題

②総括原価方式に基づく料金設定において、特例制度による料金負担の軽減等については、その他の一般使用者の料金負担に転嫁されることとなる

⇒ 公営企業の経営原則の観点で課題のある特例制度については、料金負担の公平性の観点でも課題が生じることとなる



Ⅱ 各論



Ⅱ 各論 - ① 福祉等施設料金



制度概要①

◆ 制度概要

第1種社会福祉事業に位置付けられる入所型の福祉施設の一部に対して、入居者数に応じて、従量料金を割引きする制度

【堺市水道事業給水条例第27条第2項】

◆ 制度創設の目的

昭和50年11月1日の料金改定において、それまでの用途別従量料金に逡増制を導入したことで、業務用途の料金が急激に値上げされた

⇒社会福祉事業法に規定する第1種社会福祉事業に対して、その非営利性、公益性に鑑みて、逡増制に対する負担軽減制度を設定



【参考データ①】：福祉等施設料金制度 創設当時の水道料金体系

逦増制導入

用途の廃止

従量料金(1m³につき)

昭和43年4月1日改正		昭和50年11月1日改正		昭和52年10月1日改正				
家事用	44円	家事用	9m ³ ~20m ³	60円	1m ³ ~8m ³	口径25mm以下	0円	
共用家事用	32円		21m ³ ~30m ³	70円		30mm以上	85円	
業務用	53円		31m ³ ~50m ³	80円	9m ³ ~20m ³	85円		
官公署学校病院	48円		51m ³ ~以上	90円	21m ³ ~30m ³	110円		
公衆浴場用	300m ³ までの分	32円	業務用	0m ³ ~30m ³	70円	一般用	31m ³ ~50m ³	125円
	300m ³ こえる分	34円		31m ³ ~100m ³	110円		51m ³ ~100m ³	150円
学校プール用	37円	101m ³ ~500m ³		140円	101m ³ ~500m ³		180円	
臨時用	125円	501m ³ ~1,000m ³		160円	501m ³ ~1,000m ³		200円	
船舶用	110円	1,001m ³ ~以上	180円	1,001m ³ 以上	210円			
		公衆浴場用	300m ³ までの分	32円	公衆浴場用		60円	
			300m ³ こえる分	34円				
		共用家事用	8m ³ をこえる分	40円				



制度概要②

- ◆ 制度の対象となる施設
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、児童養護施設、婦人保護施設
- ◆ 適用施設の内訳（H30.3.31現在）

制度適用施設	件数
特別養護老人ホーム ★	43
軽費老人ホーム ★	6
養護老人ホーム ★	2
児童養護施設	5
婦人保護施設	1
合計	57

制度適用施設の9割が
高齢者介護施設（★）

※同一敷地内に施設が併設されている場合は、1件として計上。



【参考データ②】：福祉等施設料金の算定例

福祉等施設料金の算定例

- 「入居者数×6m³」を施設水量とし、1m³あたり125円で従量料金を算出。施設水量を超過する水量は、一般使用者と同様に計算
- 居住者50名の施設で1月800m³使用した場合
(メーター口径φ40mm)

(単位：円)

	一般※1	福祉等施設
基本料金※2	5,000	5,000
従量料金計	244,200	184,200
従量料金 (施設水量分)	-	37,500
従量料金 (施設水量超過分)	244,200	146,700
消費税	19,936	15,136
料金計	269,136	204,336

従量料金が
軽減される！

約6.5万円の差

※1 堺市水道事業給水条例第25条に定められる料金表に基づく料金計算

※2 メーター口径φ40mmの基本料金



制度適用施設の推移

◆ 制度適用件数の推移

- 制度創設当初、制度適用施設数は9件
- 現在57件（H30.3.31現在）

区分	単位	昭和51年	平成10年	平成20年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
適用施設数	件	9	38	43	56	57	57	57

高齢化の進展に伴い、
制度適用施設数が増加

福祉サービス多様化の
影響もあり、横ばい状態

◆ 影響額

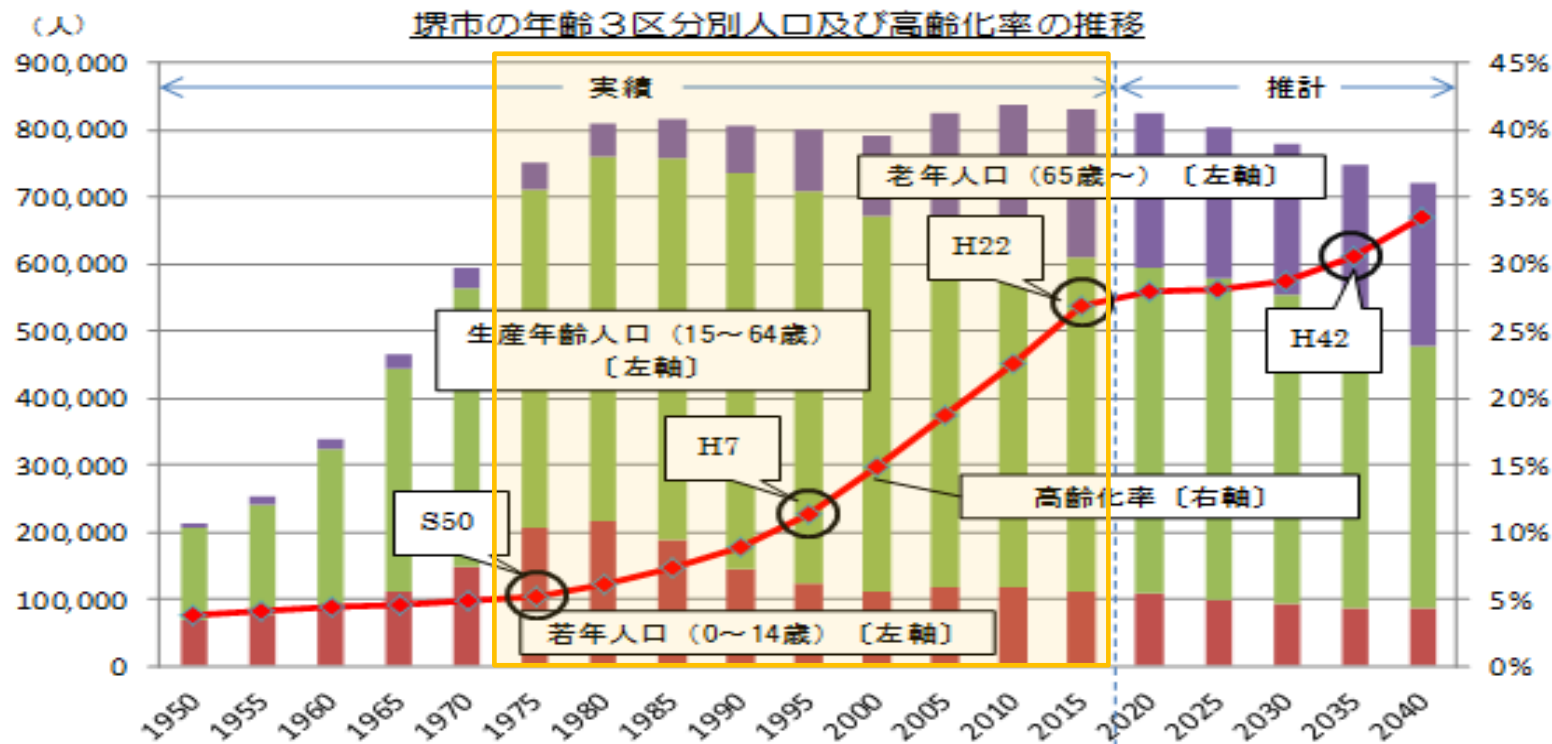
- 約7,000万円／年



【参考データ③】本市における高齢化の状況

◆ 高齢化率の推移

昭和50年代から平成20年代前半にかけて、高齢化率は大きく上昇
 ⇒福祉等施設料金制度適用件数の推移と傾向が一致している



(注) 2015年までは国勢調査、2020年以降は「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月策定)」における将来推計人口



福祉等施設料金の検討経過

◆ H5年の懇話会における提言

「社会福祉施設用の料金については、引き続き配慮を行うこともやむを得ないと思われるが、その減免額が相当になる場合は、一般会計からの繰入についても検討が必要があると考える」

◆ H13年の懇話会における提言

「水道局としては、(中略)受益者負担及び独立採算制の原則に立ち返ることとし、一部の福祉施設に関する水道料金上での特例措置については、堺市の一般行政で対処する等見直すべき時宜にある」

⇒廃止が望ましいとされたが、現下の厳しい社会情勢に鑑み継続することとした



福祉等施設料金制度の課題①

：福祉サービスの多様化への対応

◆ 高齢者介護の多様化

- 近年民間事業者が運営する入居型の高齢者介護施設が増加 ⇒ **304施設** (平成30年3月31日現在)

- 福祉等施設料金制度は、第1種社会福祉事業に位置付けられる入居型の福祉施設の一部のみが対象

⇒ **51件※** (一部の施設にのみ適用されている状態)

(※同一敷地内に施設が複数併設されている場合は、1件として計上)

同じ入居型の施設であっても、第1種社会福祉事業にしか制度が適用されないため、公平性の観点で課題



【参考データ④】：高齢者介護施設の推移

◆ 高齢者介護施設の推移

- 民間事業者が運営する有料老人ホームなどの高齢者介護施設や在宅・通所型サービス(共に福祉等料金制度対象外)が増加

区分	昭和51年	平成10年	平成20年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1種社会福祉事業	12	32	43	58	61	61	64
養護老人ホーム	2	2	2	2	2	2	2
特別養護老人ホーム	2	20	29	44	48	48	51
軽費老人ホーム	8	10	12	12	11	11	11
第2種社会福祉事業	0	0	69	82	84	86	86
介護老人保健施設(老健)	—	—	15	18	18	18	18
認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)	—	—	54	64	66	68	68
その他の区分	0	0	20	59	120	140	154
サービス付き高齢者向け住宅	—	—	—	—	48	58	66
有料老人ホーム	—	—	20	59	72	82	88
施設数計	—	—	132	199	265	287	304

制度対象
施設
(64件)

制度対象外
施設
(240件)

※表中の「—」欄は正確なデータ無し、「◆」表記のある事業は、在宅・通所型サービス



福祉等施設料金制度の課題 ②

：公営企業の経営・水道料金設定における課題

◆ 公営企業の経営原則の観点

水道事業における福祉等施設への料金負担の軽減は、経済性発揮の観点から見れば必ずしも合理的ではない

◆ 料金負担の公平性の観点

総括原価方式に基づく料金設定においては、一部の福祉施設を対象にした料金負担の軽減は、その他の一般使用者の料金負担に転嫁されることとなる



【参考データ⑤】：他市の状況

- ◆ 大都市（東京都＋政令指定都市）の状況
 - ・ 東京都、神戸市、広島市の3都市で福祉施設に対する水道料金の負担軽減を実施
 - ・ 横浜市は平成20年に、大阪市は平成26年に同様の制度を廃止
- ◆ 大阪府内の市町村の状況
 - ・ 寝屋川市、和泉市、岸和田市、貝塚市の4市にて同様の負担軽減策を実施



福祉等施設料金制度のまとめ

- ◆ 公平性の観点
制度適用と料金負担の公平性において課題
- ◆ 公営企業の経営原則の観点
福祉等施設への料金負担の軽減は、経済性発揮の観点で必ずしも合理的でない
- ◆ 制度創設目的の観点
用途別料金制は廃止し、逦増制についても導入から相当年経過している

このような状況から、将来的に福祉等料金制度を継続実施することは困難な状況にある



Ⅱ 各論 - ② みなし料金



制度概要 ①

口径25mm以上のメーターを設置している
使用者で、使用用途が家庭における日常生
活その他これに準ずる場合において、上下
水道事業管理者が特別の理由があると認め
るときは、当該メーターの口径を20mm
以下とみなし、料金算定を行うもの

(堺市水道事業給水条例第26条第4項)



制度概要 ②

平成14年の料金改定時において、メーター口径25mm以上の家事用用途の使用者が、料金負担の軽減の対象外となったため、

激変緩和措置として導入したもの



制度概要 ③

みなし料金による料金格差

口径25mm以上の
業務用用途使用者

料金格差

みなし料金
適用使用者

口径25mm以上
の家事用用途

口径20mm以下
の全使用者

(家事用・業務用区分なし)



制度概要 ④

基本料金に加え、従量料金の $1\text{ m}^3\sim 10\text{ m}^3$ の区分の料金を割引

みなし料金適用なし

口径に応じた基本料金

従量料金 $1\text{ m}^3\sim 10\text{ m}^3$
125円



みなし料金適用

基本料金 650円/月

従量料金 $1\text{ m}^3\sim 10\text{ m}^3$
40円





制度概要 ⑤

基本料金

口径	単価
20mm以下	650円
25mm	1,000円
30mm	3,100円
40mm	5,000円
50mm	10,000円
75mm	20,000円
100mm	31,000円
150mm	50,000円
200mm	110,000円

従量料金

使用区分	単価
1~10m ³	口径20mm以下 40円 口径25mm以上 125円
11~20m ³	125円
21~30m ³	185円
31~50m ³	230円
51~100m ³	275円
101~500m ³	310円
501~1,000m ³	325円
1,001m ³ ~	335円

料金表上では、赤線囲い部分がみなし料金適用の単価



対象件数・影響額

対象件数

約8,000使用者

メーター口径25mm以上で、家事用途の使用者

影響額

約1億3千万円/年





口径・用途別の使用者数の状況

メーター口径	おもな使用用途	用途別使用者数	
		家事用	業務用
13mm	家庭用（縮小傾向）	74,565	5,185
20mm	家庭用（標準的な口径）	232,500	10,458
25mm	2世帯住宅、コンビニ、診療所、店舗付住宅等	7,527	4,014
30mm	共同住宅、事務所等	218	813
40mm	共同住宅、ファミリーレストラン等	196	1,371
50mm	事業所、共同住宅、学校等	48	754
75mm	事業所、学校プール等	1	310
100mm	事業所、ショッピングモール等	0	72
150mm	大規模事業所、大規模公園等	0	19
200mm	大規模事業所	0	4

みなし料金
適用使用者



他の政令市の状況

※ 千葉市・相模原市を除く

料金体系

用途別料金制	2都市
口径別料金制	9都市
口径別料金制（一部用途別）	5都市
均一料金（口径別、用途別のいずれでもなし）	1都市

堺市

従量料金の口径格差

口径20mm以下の使用者に配慮	2都市
口径25mm以下の使用者に配慮	8都市
メーター口径での格差なし	7都市



現状と課題 ①

- ◆ 「みなし料金」は、平成14年の料金改定時の激変緩和措置であり、導入から相当年経過している
- ◆ 「用途別料金制は、料金の激変を招かないよう、漸進的に解消すべき」とされているにもかかわらず、使用用途による料金格差を設けている
【日本水道協会「水道料金算定要領」】
- ◆ メーター口径による格差設定が望ましくない従量料金に、メーター口径による格差を設けている



現状と課題 ②

- ◆敷地・建物の条件（水圧、距離、高低等）によっては、家事用用途でも口径25mmが必要
- ◆口径25mmの使用者は、業務用用途よりも、家事用用途の方が多い
- ◆賃貸住宅の入居者等、自ら口径を変更できない使用者



メーター口径25mmの
使用者への配慮が必要



課題のまとめ

◆みなし料金は、速やかな廃止が必要なものの、廃止により実質的な料金値上げとなる使用者への影響を考慮し、段階的に廃止していく必要がある

◆みなし料金を段階的に廃止するためには、メーター口径25mmの使用者への配慮が必要





Ⅱ 各論 - ③ 基本料金の日割り



制度概要①

- ◆月の途中で水道の使用を開始又は中止した場合に、**基本料金を使用日数に応じて日割りする制度**(堺市水道事業給水条例第26条第6項)
- ◆平成20年度の堺市上下水道事業懇話会の提言に基づき、料金算定における公平性及びサービスの向上を目的として、平成21年から制度を開始
- ◆次の計算式で基本料金を算定
⇒ 基本料金月額 ÷ 31日 × 使用日数





制度概要②

【基本料金の日割計算の算定例】

- ◆使用開始日 6/1
- ◆初回メーター検針日 6/8（使用日数 7日）
- ◆メーター口径 20mm を例にした場合

基本料金月額 650円 ÷ 31日 × 使用日数 7日
＝ 日割計算による基本料金 146円

※ 日割計算をしない場合との料金差 504円

1日で $0m^3$ の使用の場合、基本料金は**20円!**
納入通知書の郵便料にも満たない!





対象件数と影響額

対象件数

約29,000件/年

影響額

約1,000万円/年
(下水道使用料にも同規模の影響)





他の政令市の状況

※ 千葉市・相模原市を除く

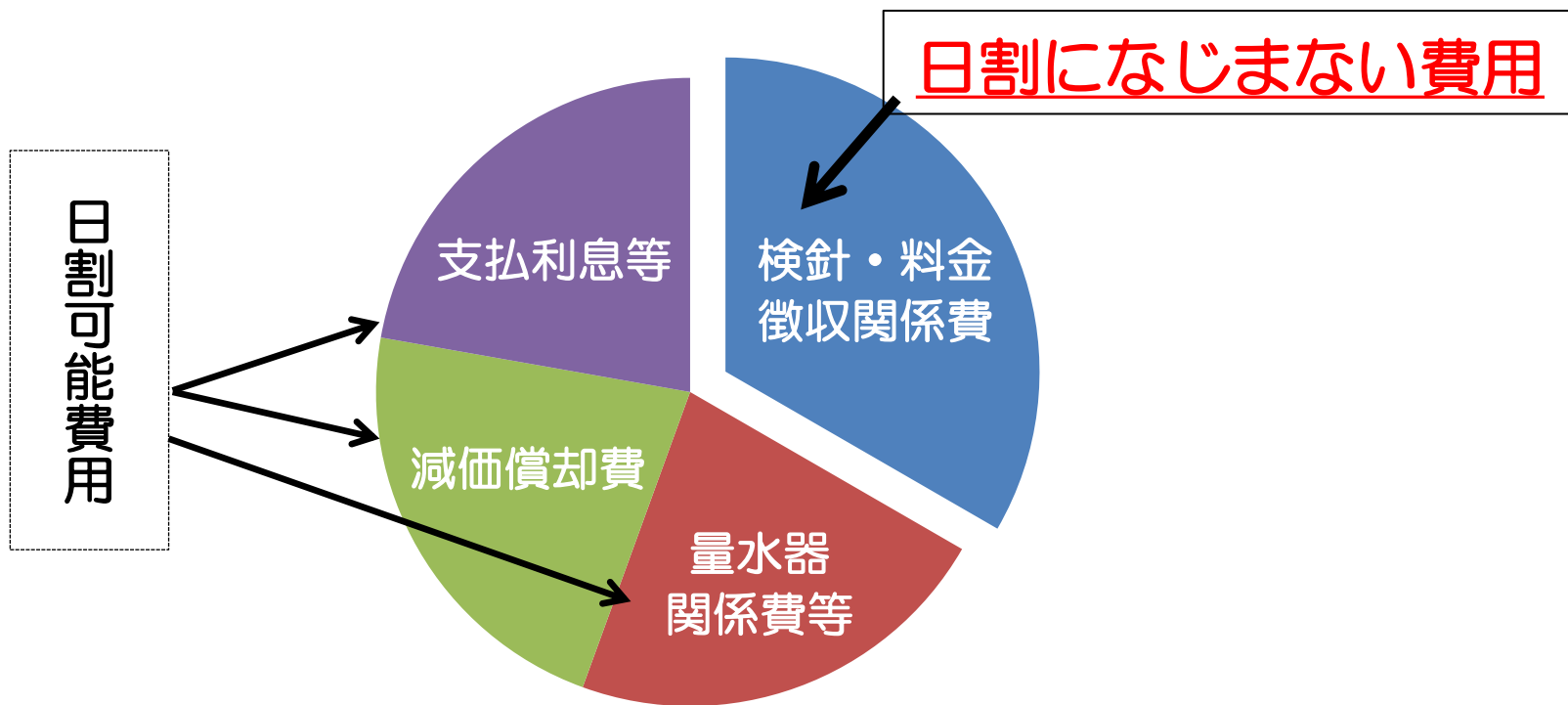
本市同様の日割計算	8都市
半月計算	4都市
1か月満額計算	5都市

※ 電気・ガスは、基本料金又は従量料金の最低ラ
ンク部分を一定高額にすることで、経費の回収が
可能な料金体系となっている



基本料金の構成

「水道料金算定要領」では、検針・料金徴収費用を含めて、基本料金を構成するよう定められている



※ 構成比は実際のものとは異なる



制度の課題

お客さまサービスの向上を目的として導入した経緯があるものの、「検針・料金徴収費用」については、日割計算により必要経費を回収できていない



お客さまサービスと徴収コストの
バランスの取れた基本料金の検討が必要



料金算定にかかる特例のあり方の

説明は以上となります。

ご清聴ありがとうございました。

